

改正案	現行
<p>第一条 公認会計士試験の日時及び場所その他公認会計士試験の施行に關して必要な事項は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が決定し、あらかじめ官報で公告する。</p> <p>第二条 公認会計士試験は、毎年一回以上、東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県その他審査会の指定する場所において行う。</p> <p>第三条 公認会計士試験を受けようとする者は、受験願書に写真及び整理表を添付し、公認会計士試験を受けようとする場所を管轄する財務局長（当該場所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）を経由して、審査会の会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の受験願書は、財務局長が受理した時に会長に提出されたものとみなす。</p> <p>3 法第十条第二項の申請は、第八条第三項の書面の写しを第一項の受験願書に添付してしなければならない。</p>	

第四条 法第八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。

- 一 簿記
 - 二 財務諸表論
 - 三 前二号に掲げるもののほか、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論
- 2 法第八条第一項第二号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。
- 一 原価計算
 - 二 前号に掲げるもののほか、企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論
- 3 法第八条第一項第四号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。
- 一 商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）
 - 二 証券取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）
 - 三 前二号に掲げるもののほか、監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法
- 4 法第八条第二項第四号に規定する内閣府令で定める分野は、次に掲げる分野とする。
- 一 法人税法
 - 二 所得税法
 - 三 前二号に掲げるもののほか、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

5 法第八条第一項各号又は第二項各号に掲げる試験科目のうち、次の各号に掲げる試験科目の範囲については、当該各号に定めるところによる。

一 監査論 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び株式会社
の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）に基づき、監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

二 経営学 経営管理及び財務管理の基礎的理論

三 経済学 ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

四 統計学 記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

第五条 法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の申請は、公認会計士試験免除申請書を会長に提出してしなければならない。

2 前項の申請書には、法第九条第一項各号若しくは第二項各号又は第十条第一項各号に該当することを証する書面を添付しなければならない。

3 第一項に規定する申請があつた場合において、当該申請に係る試験を免除し、又は免除しないこととしたときは、会長は、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 会長は、第一項の申請書を受理してから一月以内に、前項の通知をするよう努めるものとする。

5 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

第六条 法第九条第二項第二号に規定する研究は次に掲げる科目に関する研究とする。

- 一 簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究
- 二 原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究
- 三 監査論その他の監査に属する科目に関する研究

2 法第九条第二項第二号に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものは、前項第一号に規定する科目を十単位以上並びに同項第二号及び第三号に規定する科目をそれぞれ六単位以上履修し、かつ、同項各号に規定する科目を合計で二十八単位以上履修した上で修得した学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に定める修士（専門職）の学位とする。

3 前項の単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

第七条 会長は、試験に合格した者に、法第十二条の規定により当該試験に合格したことを証する証書を授与するほか、その者の氏名を官報で公告する。

2 会長は、法第八条第一項の短答式による試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する書面を交付するとともに、その者の氏名を官報で公告する。

3 会長は、法第十条第二項に規定する相当と認める成績を得た者に、当該成績を得たことを証する書面を交付する。